

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフッティング		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。 ・特例措置の内容 国内金融機関の国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフッティングを図ること。 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">法人税法第5条、同法第21条</div>		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高めること。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際課税のルールにおいては、支店と子会社を同等に取り扱うのが今般の潮流。 一方、我が国の税法は、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。 銀行については、支店形態による海外進出がグローバルスタンダードとなっており、国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフッティングを図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

	政策体系における政策目的の位置付け	III-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
合理性	政策の達成目標	国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることから、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。